

医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院

医療安全管理指針の概要

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 5 月 1 日改訂

1. 安全管理に関する基本的考え方

事故のない安全な医療を提供していくためには、医療従事者ひとりひとりが危機意識を持ち、最大限の注意を払いながら日々患者様の医療・看護・介護に当たらねばならない。しかし、「人間であれば誰でもエラーをおかす」という事実を前提にすれば、高度化・複雑化する医療環境のなかでは、医療従事者個人の努力に依存した事故防止対策には限界がある。このため、当院では、組織的な医療事故等の防止について検討し、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を築くために、エラーを誘発しない環境や起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体として整備していく。さらに、組織的な医療事故等防止対策の手段として、リスクの把握、分析、対処、評価のプロセスが継続するようなシステムを構築する。そのためにも、発生した事例を積極的に報告できる職場環境を確立するとともに、報告された事例については、常に分析、評価し現場へフィードバックすることで再発防止および医療事故につながらない体制を整える。

2. 医療に係る安全管理のための組織に関する基本的事項

医療現場での事故防止や安全対策について組織全体の立場から中心的な役割を担う部門として、「医療安全管理部門」を設置する。また、医療安全の基本的事項を審議する運営委員会の議を経た「野崎徳洲会病院医療安全管理委員会規程」に則り、医療安全管理を中心に担当する「医療安全管理者」を病院長が任命するものとする。医療に係る安全管理のための委員会として「医療安全管理委員会」を設置し各部署にリスクマネージャーを配置する。「医療安全管理委員会」は、病院長を委員長とし、当院における医療事故等を防止し、医療事故が発生した場合の適切な対策を協議するとともに、医療の質の向上を図るために原則として毎月 1 回定期的に開催するものとする。

3. 安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理対策について、すべての医療従事者の理解を深めるため、院内研修を実施する等、普段からその院内啓発に努めるものとし、全職員を対象とした教育・研修を年2回以上開催する。

4. 医療の安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全対策マニュアルを作成し、必要に応じて適宜修正を行う。医療事故及び医療事故が発生する危険性のあった事例については、速やかに対応措置を講じるとともに、确实、迅速な報告を行うものとする。報告された医療事故等については、事実関係を把握し、原因分析調査を行い、改善防止策を立て周知徹底する。改善策が有効に機能しているか点検・評価し、必要に応じて見直しを図るものとする。報告に関して、報告者に不利益処分を科さない等の環境整備にも努める。また、報告書は個人の責任追及のためではなく病院システムを改善するためのものである事を周知する。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

第一に患者様の生命及び健康と安全を最優先に考え行動し、家族等への連絡・説明は速やかに、主治医が事実を説明する。事故の状況は経時記録を行い、事実のみを客観的かつ正確に記録する。また、事故の状況や説明内容、その時の家族の反応等を詳細に記録する。報告経路は、定められた報告ルートに則って病院長へ報告するものとし、病院長は必要に応じて関係機関への報告・対応を行う。

事故が発生した場合は、速やかに事故原因の究明、今後の対応策を検討するため、事故調査委員会を設置する。事故調査委員会は医療安全管理委員会の構成員に加え、関係部署の所属長等で構成され病院長が召集する。さらに必要に応じ、外部の専門家を加え客観的な判断を加えることに努める。

6. 患者さま等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者様及びその家族から閲覧の求めがあった場合は内容を開示するものとする。また、患者様相談窓口を設置し、患者様及びその家族からのご意見を医療安全管理に反映していく。

野崎徳洲会病院長 田村 雅一